

令和 7 年度低濃度 PCB 廃棄物 収集運搬・処分業務その 2

仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、「令和 7 年度低濃度 PCB 廃棄物 収集運搬・処分業務その 2（以下「本業務」という。）」に適用する。

(目的)

第 2 条 本業務は、旧小松市環境美化センターに設置・保管されている、低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬・処分を関係法令に基づき適切に処分することを目的とする。

(業務の履行期限)

第 3 条 本業務の履行期限は令和 8 年 3 月 1 6 日（金）迄とし、期限までに収集・運搬及び処分に係る全ての手続きを完了すること。

(業務の履行義務)

第 4 条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係法令に基づき、効率的、経済的かつ適正に本業務を履行しなければならない。

(低濃度 PCB 廃棄物に関する事項)

第 5 条 本業務の対象廃棄物一覧表、分析結果、に示す通り。

(業務の内容)

第 6 条 収集運搬業務は、低濃度 P C B 廃棄物の搬出、積込及び処分業務を行う施設までの運搬業務とする。なお、旧環境美化センター内は電気が通電されておらず、必要に応じて仮設電源等を準備すること。

2 処分業務は、運搬された低濃度 P C B 廃棄物の無害化処理を行い、また再生資源化又は最終処分する業務とし、容器類についても、受注者の責任において P C B 廃棄物に準じて適切に取り扱うものとする。

3 付帯工事とし、搬出経路に設置されている機器が支障になる場合は撤去（復旧は不要）、外部ドアについては、取り外し後の、木製合板等による雨仕舞の工事を想定している。

(業務の形態と契約の方法)

第 7 条 契約の方法は以下の 2 通りとする。

①収集運搬業務と処分業務を同一の事業者が行い契約を締結する方式。

②業務提携により、収集運搬業務と処分業務を別々の業者で行い、それぞれと契約を締結する方式。

(低濃度PCB廃棄物の搬出可能日時等)

第8条 搬出、積込の可能な日時については、土、日、祝日を除く、「エコロジーパークこまつ」の営業日とする。(12月31日～1月3日：休業日)

(1) 搬出時間は原則、午前8時30分から午後5時とする。

(2) 搬出、積込に際しては原則、監督員又は施設管理者等が立ち会うものとする。

(業務管理)

第9条 受注者は、業務を開始する前に、契約期間中の業務計画を発注者に提出すること。提出した計画に対して発注者から変更の要請がある場合は協力すること。

2 業務提携により受注した場合は、入札代表者が工程管理を行い、発注者と調整を行うこと。

(関係法令の遵守)

第10条 受注者は、業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)(以下「廃棄物処理法」という。)及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

(安全管理)

第11条 受注者は、処分業務の履行にあたり労働基準法(昭和29年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 運搬業務にあたって、その経路にあたる自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

(運搬方法の変更)

第12条 発注者は、受注者が行う運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第13条 受注者は、発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

- 2 受注者は、運搬業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

(故障事故報告)

第 14 条 受注者は、運搬業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第 15 条 受注者は、収集運搬業務においては、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者、または無害化処理認定を受けている者のうち収集運搬が可能な者とする。処分業務については無害化処理認定を受けている者、または特別管理産業廃棄物処分業の許可を有する者とする。

- 2 受注者は、低濃度 P C B 廃棄物の運搬経路図を提出するものとし、その経路に廃棄物等が脱落、飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとする。

- 3 受注者は、発注者から受託した第 6 条に規定する業務を、他人に再委託してはならない。ただし、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合においては、あらかじめ必要書類を発注者に提出し、書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(資格を要する業務)

第 16 条 受注者は、処分業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第 17 条 受注者は、業務が完了した後、直ちに業務完了届、報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 運搬業務の履行の確認は、業務完了報告書及びマニフェスト（電子可）に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

第 18 条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議のうえ決定する。

【問い合わせ先】 経済環境部 環境推進課 担当 高榮 電話 0761-24-8069
メール eco@city.komatsu.lg.jp